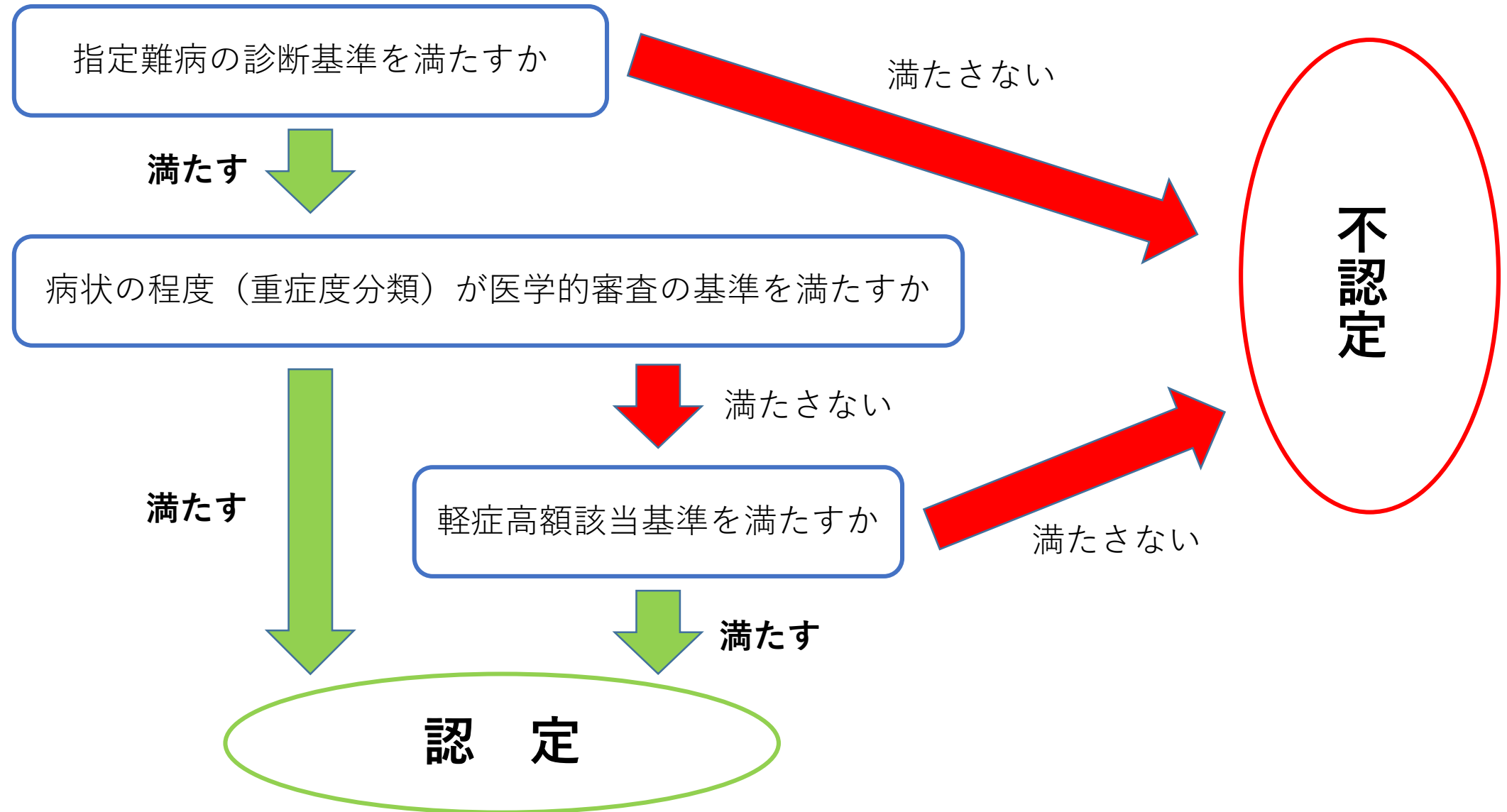


# 指定難病医療給付制度の対象となる方



# 指定難病医療給付制度の対象となる方

## ・ 軽症高額該当基準（軽症者特例）とは

診断基準は満たすが重症度が基準を満たさない方について、以下の「医療費を考慮する期間」に、指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が3ヵ月以上ある場合には、特例的に医療給付の認定を行います。

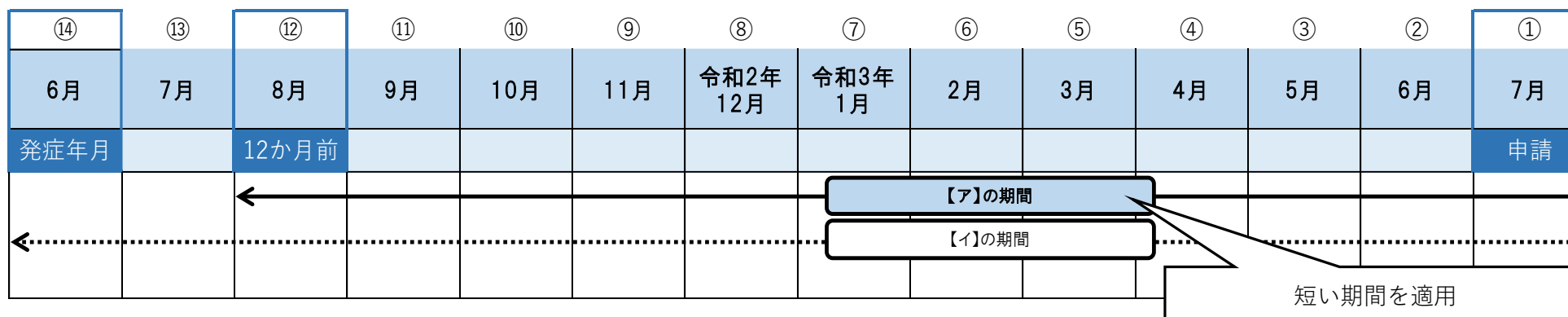
### ＜医療費を考慮する期間＞

ア 「支給認定申請をした月」から起算して12ヵ月前までの期間

イ 「指定難病が発症した月」から支給認定申請した月までの期間

【例】 ・ 支給認定申請をした日：令和3年7月2日 ・ 指定難病が発症した年月：令和2年6月

※臨床調査個人票(診断書)の基本情報「発症年月」に基づきます。



### 【認定要件】

「医療費を考慮する期間」（ここでは「アの期間」：令和2年8月～令和3年7月）において、指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が3ヵ月以上あること。